

# 那 霸 市 公 報

第 1 7 9 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇ 告 示 ◇

- 市道の極少指定に関する告示（道路管理課） ..... 1525
- 令和 3 年度 特定計量器の定期検査について（市民生活安全課） ..... 1526
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課） ..... 1527
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課） ..... 1528
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課） ..... 1529
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課） ..... 1530
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課） ..... 1531
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の再開について（保護管理課） ..... 1532
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課） ..... 1533
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課） ..... 1534

---

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について (保護管理課) .....	1535
---	------

### ◇ 公 告 ◇

○令和 3 年度那覇市における等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数 (人事課) .....	1536
○個人情報業務届出書の公表について (法制契約課) .....	1541
○市有地 (墓地) 売却に伴う一般競争入札の実施について (管財課) .....	1548

### ◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について .....	1551
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について .....	1552

---

---

**告 示**

---

---

那覇市告示第 311 号  
令和 3 年 9 月 15 日  
掲 示 済

市道の極少指定に関する告示

車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号)第 5 条第 1 項の規定による道路管理者が自動車の交通量が極めて少ないと認めて指定する道路を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 指定する路線

路 線 名	指定する区間の起点 指定する区間の終点
樋川東線	樋川 1 丁目 452 番 3 樋川 1 丁目 121 番 1

那覇市告示第 347 号  
令和 3 年 10 月 1 日

## 令和 3 年度 特定計量器の定期検査について

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 定期検査を行う地区  
那覇市
- 2 定期検査の対象となる特定計量器  
非自動はかり、分銅及びおもり
- 3 定期検査の期日及び場所

期日	場所	住所
令和 3 年 11 月 9 日 (火)	なは市民協働プラザ	那覇市銘苅 2-3-1
令和 3 年 11 月 11 日 (木)	首里公民館	那覇市首里当蔵町 2-8-2
令和 3 年 11 月 12 日 (金)	鏡水ふれあい会館	那覇市宇小祿 909-4
令和 3 年 11 月 15 日 (月)	第一牧志公設市場	那覇市松尾 2-7-10
令和 3 年 11 月 18 日 (木)	のうれんプラザ	那覇市樋川 2-3-1
令和 3 年 11 月 19 日 (金)	那覇市役所 本庁	那覇市泉崎 1-1-1

注意 検査時間は 10 : 00 ~ 12 : 00、13 : 00 ~ 15 : 00 です。

那覇市告示第 348 号  
令和 3 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
訪問看護ステーション 糸	合同会社 ハピネス	令和3年7月1日～ 令和9年6月30日
那覇市長田二丁目 33 番 31-107 号		
八木歯科	医療法人 明景会	令和3年7月1日～ 令和9年6月30日
那覇市樋川 1-5-49		

那覇市告示第 349 号  
令和 3 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
ひかりクリニック	大西 広恭	令和3年3月14日
那覇市松山2丁目1番12号 合人社那覇松山ビル5階		
幸地診療所	幸地 智	令和3年4月26日
那覇市首里山川町1-73		
八木歯科	八木 茂明	令和3年6月30日
那覇市樋川1-5-49		
グリーンドラッグ薬局 アクロスプラザ店	株式会社大賀薬局	令和3年5月31日
那覇市鏡原町34-36 1階		
医療法人新西会 西武門病院	医療法人新西会	令和3年6月1日
那覇市東町5-22		

那覇市告示第 350 号  
令和 3 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 ( 変 更 前 )	
訪問看護ステーション夢		令和 3 年 7 月 20 日
名称	有限会社シルバーケア夢 代表取締役社長 宮城 拓人 (有限会社シルバーケア 代表取締役社長 宮城 功)	

那覇市告示第 351 号  
令和 3 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
訪問介護あろは与儀 (訪問介護、訪問型サービス)	令和 3 年 7 月 31 日
那覇市与儀 366-3 城徳アパート B 棟 103 号室	

## 那覇市告示第 352 号

令和 3 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 ( 変 更 前 )	
訪問看護ステーション夢		令和 3 年 7 月 20 日
名称	有限会社シルバーケア夢 代表取締役社長 宮城 拓人 (有限会社シルバーケア 代表取締役社長 宮城 功)	

那覇市告示第 353 号  
令和 3 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の再開について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり再開の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	再開年月日
所 在 地	
寄宮偕生園デイサービスセンター	令和 3 年 9 月 1 日
那覇市寄宮 2 丁目 5 番 8 号 リブラハウス 1 階	

那覇市告示第 354 号  
令和 3 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
銘 苺 彩	柔道整復	令和 3 年 8 月 13 日
ゆうな整骨院	那覇市三原 3 丁目 20 番 5 号 1F	

那覇市告示第 355 号  
令和 3 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
山田 幸太郎	よつば整骨院	令和3年8月3日
	那覇市寄宮 3-12-1 大原荘 101	
岩間 竿水	訪問マッサージあい	令和3年7月31日
	那覇市牧志 3-12-9 メゾンソリス 101	
宮城 永全	訪問マッサージあい	令和3年7月31日
	那覇市牧志 3-12-9 メゾンソリス 101	

那覇市告示第 356 号  
令和 3 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条において準用する第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 機 関 名 称 (施術所名称)		変 更 年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 ( 変 更 前 )	
	平良 満毅雄 (金城ダム整骨院)	令 和 3 年 8 月 31 日
所 在 地	那覇市首里寒川町 1-70-1-201 (那覇市首里寒川町 1-30-5 2F)	

---

---

**公 告**

---

---

那覇市公告第 299 号

令和 3 年 9 月 16 日

掲 示 済

令和 3 年度那覇市における等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数

地方公務員法第 58 条の 3 第 2 項の規定により、令和 3 年度の等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数を次のように公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

&lt;等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数について&gt;

この公表は、等級別基準職務表に基づく職務の各等級への格付けの運用に係る地方公共団体の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るため、令和 3 年度における本市の等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数を給料表ごとに市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 行政職給料表 等級別基準職務表
- 2 医療職給料表 (1) 等級別基準職務表
- 3 医療職給料表 (2) 等級別基準職務表
- 4 医療職給料表 (3) 等級別基準職務表
- 5 任期付職員給料表 等級別基準職務表

公表の内容は、本市の各任命権者からの報告を基に作成しています。

この公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1

那覇市役所 総務部人事課 電話 098-861-7499

FAX 098-943-0289

1 行政職給料表 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1 級	主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務	289	14.3	主事	187	596	29.4	主事級
				技師	35			
				保育士	1			
				消防士	45			
				保育教諭	18			
				公民館主事	2			
				学芸員	1			
2 級	1 困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務 2 消防副士長の職務	307	15.1	主事	202	596	29.4	主事級
				技師	33			
				消防士	8			
				消防副士長	24			
				保育教諭	31			
				臨床心理士	1			
				公民館主事	4			
				教育相談員	2			
				学芸員	2			
3 級	1 主任主事、主任技師、主任保育士、主任保育教諭又は消防士長の職務 2 困難な業務を処理する消防副士長 3 特に困難な業務を処理する教諭の職務	524	25.8	主任主事	273	524	25.8	主任級
				主任技師	55			
				消防士長	80			
				消防副士長	2			
				主任保育士	5			
				主任保育教諭	90			
				主任公民館主事	4			
				主任教育相談員	2			
				主任学芸員	7			
				主任専門員	1			
教育保育指導主任	5							
4 級	主査、専門主査、消防司令補、主任教諭又は那覇市立幼保連携型認定こども園の教頭の職務	464	22.9	主査	335	464	22.9	主査級
				専門主査	11			
				専門員主査	1			
				消防司令補	81			
				教頭	20			
				教育相談員主査	1			
				館長	4			
分館長	5							

				児童館長	3			
				教育保育指導主査	3			
5 級	主幹、専門主幹、消防司令又は那覇市立幼保連携型認定こども園の園長の職務	262	12.9	主幹	201	262	12.9	主幹級
				専門主幹	12			
				消防司令	29			
				園長	19			
				教育保育指導主幹	1			
6 級	課長、担当副参事、副参事、支所長又は消防司令長の職務	139	6.9	課長	49	139	6.9	課長級
				副参事	41			
				担当副参事	21			
				消防司令長	14			
				支所長	3			
				館長	2			
				室長	8			
				出納室長	1			
7 級	副部長、次長、参事、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長又は消防監の職務	27	1.3	副部長	13	27	1.3	副部長級
				次長	2			
				参事	8			
				選挙管理委員会事務局長	1			
				監査委員事務局長	1			
				消防監	2			
8 級	政策統括調整監、部長、保健所長、参事監、会計管理者、議会事務局長又は消防正監の職務	16	0.8	政策統括調整監	1	16	0.8	部長級
				部長	11			
				参事監	1			
				会計管理者	1			
				議会事務局長	1			
				消防正監	1			
合 計		2,028	100.0					

## 2 医療職給料表 (1) 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1 級	医師又は歯科医師の職務	0	0	—	—			
2 級	1 主任医師又は主任歯科医師 の職務	2	66.7	主任医師	1	2	66.7	主事級・ 主任級・ 主査級
	2 高度の知識経験に基づき困 難な業務を行う医師又は歯科 医師の職務			主任歯科医師	1			
3 級	1 課長又は副参事の職務	0	0	—	—	0	0	課長級・ 主幹級
	2 主幹の職務			—	—			
4 級	1 保健所長又は参事監の職務	1	33.3	保健所長	1	1	33.3	部長級・ 副部長級
	2 参事の職務							
合 計		3	100.0					

## 3 医療職給料表 (2) 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1 級	栄養士、診療放射線技師、臨床 検査技師、理学療法士又は言語 聴覚士の職務	0	0	—	—			
2 級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う栄養士、 診療放射線技師、臨床検査技 師、理学療法士又は言語聴覚士 の職務	4	15.4	薬剤師	1	4	15.4	主事級
				栄養士	2			
				作業療法士	1			
3 級	主任薬剤師、主任獣医師、主任 栄養士、主任診療放射線技師、 主任臨床検査技師、主任理学療 法士又は主任言語聴覚士の職 務	16	61.5	主任薬剤師	1	16	61.5	主任級
				主任栄養士	9			
				主任診療放射線 技師	1			
				主任臨床検査技 師	2			
				主任作業療法士	1			
				主任言語聴覚士	1			
				主任獣医師	1			
4 級	主査の職務、主任薬剤師 (主査 級)	4	15.4	主査	4	4	15.4	主査級
5 級	主幹の職務	2	7.7	主幹	2	2	7.7	主幹級
6 級	課長又は副参事の職務	0	0			0	0	課長級
合 計		26	100.0					

## 4 医療職給料表 (3) 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
2級	保健師の職務	19	26.0	保健師	19	19	26.0	主事級
3級	主任保健師の職務	29	39.7	主任保健師	29	29	39.7	主任級
4級	主査の職務	14	19.2	主査	14	14	19.2	主査級
5級	主幹の職務	8	11.0	主幹	8	8	11.0	主幹級
6級	課長又は副参事の職務	3	4.1	課長	1	3	4.1	課長級
				担当副参事	2			
合 計		73	100.0					

## 5 任期付職員給料表 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務	6	85.7	調理員	6	6	85.7	主事級
2級	1 困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務 2 消防副士長の職務	0	0	—	—			
3級	1 主任主事、主任技師、主任保育士、主任保育教諭又は消防士長の職務 2 困難な業務を処理する消防副士長 3 特に困難な業務を処理する教諭の職務	0	0	—	—	0	0	主任級
4級	主査、専門主査、消防司令補、主任教諭又は那覇市立幼保連携型認定こども園の教頭の職務	0	0	—	—	0	0	主査級
5級	主幹、専門主幹、消防司令又は那覇市立幼保連携型認定こども園の園長の職務	1	14.3	主幹	1	1	14.3	主幹級
合 計		7	100.0					

那 霸 市 公 告 第 300 号  
令 和 3 年 9 月 17 日  
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那 霸 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 7 条 第 5 項 及 び 同 施 行 規 則 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、 個 人 情 報 業 務 届 出 書 を 別 紙 の と お り 公 表 す る。

那 霸 市 長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 3 年 9 月 8 日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会  
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	教育相談課 電話 832-7868			
個人情報管理責任者	教育相談課長			
業務の名称	学習支援室(ていんぼう)事業			
業務の目的	不登校および登校しぶりのある児童生徒の学習支援を行い学校復帰や将来の社会的自立を促す。			
個人情報の対象者	児童生徒 保護者			
業務の開始年月日	平成24年 4月 1日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ( )	思想・信条等 <input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 ( )  上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期( 月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(当該事業の申請受付時)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
備考	事前の届出を失念していたため、事後届出となった。			

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和 3 年 9 月 8 日

那覇市長 様

那覇市教育委員会  
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	教育相談課 電話 832-7868		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年 4月 1日
業務の名称及び 開始年月日	自立支援教室(きら星学級)事業 平成24年 4月 1日		
廃止又は変更の 理由	事業の再編に伴う事業名変更		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	学校サポートチーム支援活用 事業	自立支援教室(きら星学級)事 業	
備 考	事前の届出を失念していたため、事後届出となった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

令和3年 9月 8日

那覇市長 様

那覇市教育委員会  
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	教育相談課 電話 832-7868		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年 4月 1日
業務の名称及び 開始年月日	相談室(はりゆん)・自立支援教室(あけもどろ学級)事業 平成4年以前から		
廃止又は変更の 理由	事業の再編に伴う事業名変更		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	メンタルヘルスカウンセリング事業	相談室(はりゆん)・自立支援教室(あけもどろ学級)事業	
備 考	事前の届出を失念していたため、事後届出となった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

令和 3 年 9 月 8 日

那覇市長 様

那覇市教育委員会  
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	教育相談課 電話 832-7868		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成29年 4月 1日
業務の名称及び 開始年月日	自立支援教室(むぎほ学級)事業 平成28年 4月 1日		
廃止又は変更の 理由	事業名変更のため		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	子ども貧困対策居場所運営支援事業	自立支援教室(むぎほ学級)事業	
備 考	事前の届出を失念していたため、事後届出となった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和 3 年 9 月 8 日

那覇市長 様

那覇市教育委員会  
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	教育相談課 電話 832-7868		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成29年 4月 1日
業務の名称及び 開始年月日	子ども寄添支援員(スクールソーシャルワーカー)配置事業 平成28年 4月 1日		
廃止又は変更の 理由	事業名変更のため		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	小中学校貧困対策支援員配置 事業	子ども寄添支援員(スクール ソーシャルワーカー)配置事業	
備 考	事前の届出を失念していたため、事後届出となった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄  
に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

## 個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和 3 年 9 月 2 日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部 総務課		電話：内2016
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年6月30日
業務の名称及び 開始年月日	ほう賞に関する業務 令和2年5月12日		
廃止又は変更の 理由	首里城寄附金に係る紺綬褒章の上申業務が令和3年6月30日をもって終了したため。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
備 考	届出を失念しており遅れてしまいました。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 324 号  
令和 3 年 10 月 1 日

## 市有地 (墓地) 売却に伴う一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 1 入札に付する事項

## 入札に付する物件

No.	物件の所在地番	地目	公簿
1	那覇市首里鳥堀町4丁目137番88	墓地	13m <sup>2</sup>
	那覇市首里鳥堀町4丁目137番89		13m <sup>2</sup>

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかの事項に該当する者は入札に参加できません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③ 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団 (那覇市暴力団排除条例 (平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。) 第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。) の関係者又は暴力団員 (暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。

(3) 市町村税や国保税等を滞納している者

(4) 購入した土地を、暴力団その他の反社会団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者

(5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをし

ている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）

- (6) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。  
(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(5)に該当するものを除く。)

### 3 入札実施要領の配付及び申込受付期間に関する事項

- (1) 入札実施要領、入札参加資格審査申請書等の配付は、市ホームページからダウンロード、又は下記総務部管財課で配付いたします。
- (2) 入札参加申込受付期間  
令和3年10月1日(金)～令和3年10月22日(金)  
午前9時～正午、午後1時～午後5時
- (3) 入札参加申込み受付場所  
那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階  
那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画G  
※郵送での受付は行っておりませんのでご了承ください。  
※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

### 4 入札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和3年11月19日(金)  
午後2時開始(物件No.1)
- (2) 場 所：那覇市役所本庁舎5階 501会議室

### 5 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は入札前までに現金による納付とします。
- (2) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上に相当する額とします。

### 6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札参加申込書にて参加意思表示をしていない者がした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (4) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (5) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (6) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (7) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (8) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (9) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (11) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (12) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札

- 
- (13) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
  - (14) 郵送による入札
  - (15) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 7 その他

- (1) 落札者は、売買物件を当該物件が所在する地域の環境に調和した用途に利用すること。
- (2) その他詳細については、「市有地（墓地）売却に伴う一般競争入札実施要領」によります。

#### 【お問い合わせ先】

那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画G

電話：（代表）098-862-0111（内2076）

（直通）098-862-9904

---

---

## 上下水道局告示

---

---

那覇市上下水道局告示第 22 号  
令和 3 年 9 月 10 日  
掲 示 済

### 那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 390 号
指定工事店名	有限会社東志工業
営業所所在地	沖縄県豊見城市字上田 95 番地の 1
代表者氏名	東川平 勇人
有効期間	自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 3 年 8 月 26 日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第 23 号  
令和 3 年 9 月 10 日  
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号	第 541 号
指定工事店名	MP琉球株式会社
営業所所在地	沖縄県豊見城市字饒波 52 番地
代表者氏名	宮里 顕治
有効期間	自 令和 3 年 9 月 9 日 至 令和 8 年 3 月 31 日